

千代田区 公契約条例の適用について

平成26年10月1日施行

●公契約条例とは

区が発注した公共工事や業務委託及び指定管理者の施設管理に従事する労働者の適正な労働環境を確保し、公共サービスの質を確保及び向上に資することを目的とした条例です。

この条例の中で皆様の賃金の下限額が定められています。

●対象となる契約や指定管理

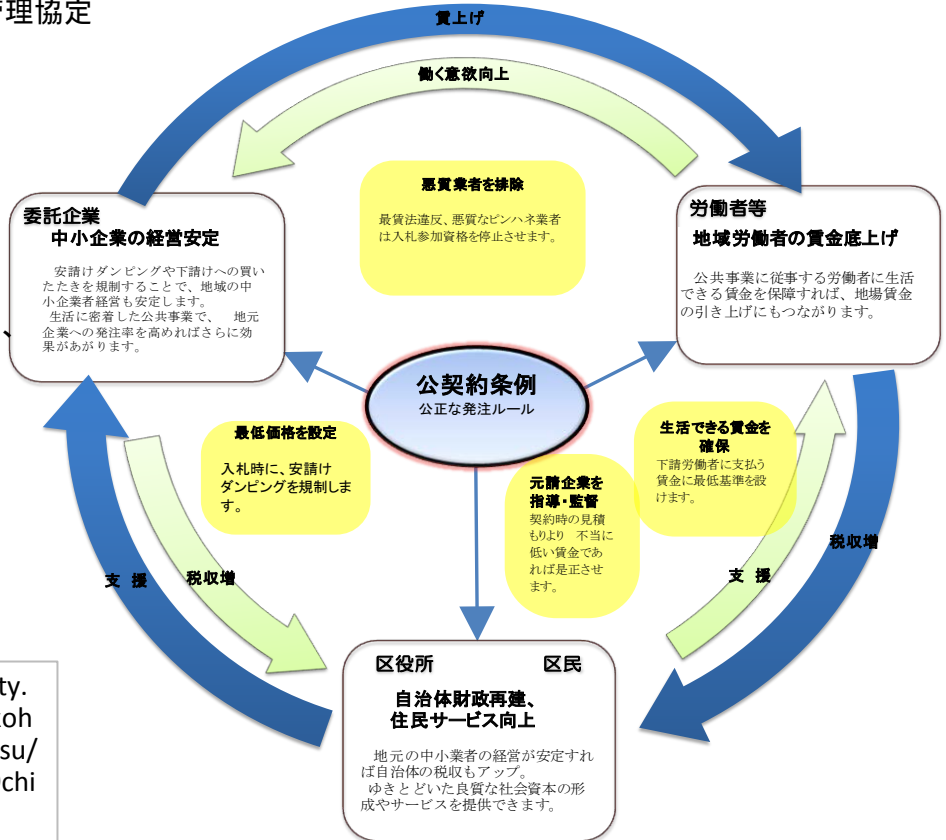
1. 工事請負契約等 予定価格1億5千万円以上の契約
2. 業務委託 予定価格3千万円以上の次の業務の契約
①施設管理業務、②給食調理業務、③警備、車両運行業務、④清掃業務、
⑤廃棄物、資源等回収業務、⑥窓口、管理業務
3. 指定管理協定 全ての指定管理協定

●賃金の確認

職種や業務に応じた1時間あたりの賃金の下限額を裏面に掲載しています。ご自分の1時間あたりの賃金と比べてください。

賃金が下限額を下回っている場合は、発注者や受注者に申し出る事が出来ます。

※申し出等をしたことを理由に解雇、請負契約の解除、その他不利益な取り扱いを受けることはありません。



<http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/nyusatsu/documents/29chirashi.pdf>

公契約条例による効果のイメージ

●申し出先(次のいずれか)

1. 発注者
千代田区政策経営部契約課
住所 千代田区九段南一丁目2番1号
電話 03-5211-4156
2. 受注者
千代田区と公契約を締結する者

1. 工事又は製造の請負契約に係る賃金下限額一覧

(単位:円)

職 種	賃金下限額	職 種	賃金下限額	職 種	賃金下限額
特殊作業員	2,402	さく岩工	2,869	左官	2,784
普通作業員	2,094	トンネル特殊工	2,827	配管工	2,222
軽作業員	1,499	トンネル作業員	2,455	はつり工	2,529
造園工	2,137	トンネル世話役	3,230	防水工	3,018
法面工	2,732	橋りょう特殊工	3,029	板金工	2,805
とび工	2,753	橋りょう塗装工	3,145	タイル工	2,295
石工	2,742	橋りょう世話役	3,464	サッシ工	2,583
ブロック工	2,540	土木一般世話役	2,477	屋根ふき工	1,556
電工	2,540	高級船員	2,933	内装工	2,784
鉄筋工	2,774	普通船員	2,317	ガラス工	2,508
鉄骨工	2,593	潜水士	4,134	建具工	2,455
塗装工	2,848	潜水連絡員	2,848	ダクト工	2,200
溶接工	3,050	潜水送気員	2,827	保温工	2,232
運転手(特殊)	2,359	山林砂防工	2,710	建築ブロック工	2,370
運転手(一般)	1,955	軌道工	4,548	設備機械工	2,264
潜かん工	3,029	型わく工	2,625	交通誘導警備員A	1,478
潜かん世話役	3,582	大工	2,583	交通誘導警備員B	1,275

2. 委託業務、指定管理の賃金下限額 1時間あたり 967円

3. その他

皆様が安心して仕事ができるように、万一の病気や怪我に備えて、健康保険や労災保険など社会保険に加入しましょう。

その他、ご不明な点がありましたら下記の問合せ先へご連絡ください。

●問合せ

千代田区 政策経営部 契約課

〒102-8688

住所 千代田区九段南一丁目2番1号

電話 03-5211-4156

FAX 03-3221-7080

メール keiyaku@city.chiyoda.lg.jp